

保育園等警備業務委託仕様書

(趣旨及び使用範囲)

- 1 この仕様書は、佐野市（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する警備業務に関し必要事項を定めるものとする。

(警備の対象)

- 2 警備を行う施設は次のとおりとする。

No.	保育園名	所在地	No.	保育園名	所在地
1	伊勢山保育園	佐野市相生町 207-1	5	大橋保育園	佐野市赤坂町 303-2
2	よねやま保育園	佐野市米山南町 40	6	たぬま保育園	佐野市戸室町 692
3	あづま保育園	佐野市上羽田町 829-1	7	くずう保育園	佐野市葛生東 1-15-20
4	あさぬま保育園	佐野市浅沼町 573-8	8	元ときわ保育園	佐野市豊代町 2134

(委託の期間)

- 3 委託の期間は、次のとおりとする。

保育園名	委託期間
元ときわ保育園	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで（9月）
大橋保育園	令和5年7月1日から令和6年8月31日まで（14月）
伊勢山保育園 よねやま保育園 あづま保育園 あさぬま保育園 たぬま保育園 くずう保育園	令和5年7月1日から令和10年6月30日まで（60月）

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施するため、契約にあたっては、市の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除された時に契約を解除できる旨の特約を付す。

(営業所等の設置)

- 4 警備を開始するにあたり営業所または待機所を市内に設置すること。

(警備の方法及び時間)

- 5 警備の方法及び時間は次のとおりとする。

- (1) 警備方法は、日本電信電話株式会社の一般電話回線を利用した自動警報装置（進入、火災、入退所）による機械警備方式と、1週2回の不定時夜間の機動巡回警備との併用とする。
- (2) 警報装置の設置場所は、事務室、廊下等、侵入者を素早く的確に感知、通報せしめる場所とする。
- (3) 警備時間は、原則として
- | | |
|-----|-----------------|
| 平日 | 17:00～翌日08:30まで |
| 土曜日 | 12:00～翌日08:30まで |
| 休日 | 08:30～翌日08:30まで |
- とする。ただし、火災については24時間警備とし、機械警備解除から機械警備開始までの間（有人の場合）は、有線電話による「異常有無」の確認とする。
- (4) 警報装置が、取付け、交換又は故障等により使用できない場合は、人的警備により警備を行うものとする。

(警備の任務)

6 警備の任務については次のとおりとする。

- (1) 火災、盗難、その他の警報の監視及び不良行為の拡大防止。
- (2) 自動警報装置により、異常事態を受信したときは、乙は遅滞なく（25分以内）に乙の職員を急行せしめ、異常事態を確認するとともに警察署、保育園関係者へ連絡する。
- (3) 火災報知警報装置により火災を感知したときは、乙は遅滞なく（25分以内）乙の職員を急行せしめ、異常事態を確認するとともに消防署、保育園等関係者へ連絡する。
- (4) 緊急異常事態に直面した場合、乙の職員は実情に応じた的確なる判断のもとに臨機応変の措置をとり、直ちに関係機関への通報及び連絡をして、被害を最小限に防止するよう努めなければならない。

(警報装置の保守点検)

7 設置されている警報装置の機能について、乙は適宜点検を実施し、その結果を甲に報告する。

(報告)

8 乙は月間の警備状況報告書を翌月中に甲へ提出する。

9 甲は緊急連絡先について次のとおり乙へ報告する。

(1) 甲は、乙に対しあらかじめ緊急連絡先を提出する。

(2) 甲は、緊急連絡先について変更が生じたときは、遅滞なく乙に通知する。

(鍵の預託)

10 警備実施に必要な鍵等は、甲乙相互に預託し、それぞれ厳重な取り扱いと保管をなすものとする。

(電話の使用)

11 甲は乙に対し最小限の電話の使用を認める。

(損害賠償)

12 乙は、委託業務の履行に際して、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は甲の職員及び第三者に対して、身体上又は財産上の損害を与えた場合は、客観的に証明された損害額に基づき、1事故につき10億円を限度とする責めを負うものとする。

(警報装置の設置)

13 乙は、以下の機器を警備開始日までに取りつけた上で動作確認を行い、遅滞なく機械警備を開始できる状況とする。

なお、配置図については、保育課にて閲覧とするので、希望者は事前連絡をし、身分証等持参の上閲覧すること。

施設名 設置機器	伊勢山	よねやま	あづま	あさぬま	大橋	たぬま	くずう	元ときわ	合計
送信機	1	1	1	1	1	1	1	1	8
電源装置		1	1	1		1	1	1	6
リモート コントローラー		1	1	1		1	1	1	6
テンキーリモート					1				1
パッシブセンサー	5	2	9		6	7	4	3	36
ADPLEX型 パッシブセンサー		3		13					16

長距離警戒型 パッシブセンサー							1	2	3
ADPLEX 長距離警戒型 パッシブセンサー		2							2
警報ベル			1			1	1	1	4

※全施設火報盤接続有り。

(警報装置の撤去)

- 14 この契約が解除されるときには、乙は甲の指定する期日までに設置した警報装置を撤去する。

(委託料の支払方法)

- 15 支払いは毎月払いとし、乙は毎月初めに前月分の委託料を甲に請求するものとする。

なお、委託料については、甲は令和5年7月分から令和6年3月分までは8施設分、令和6年4月分から令和6年8月分までは元ときわ保育園を除いた7施設分、令和6年9月分から令和10年6月分までは元ときわ保育園及び大橋保育園を除いた6施設分を乙に支払うものとする。

(予算の削減に係る契約の解除等)

- 16 甲は翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料に減額又は削減があったときは、契約を変更又は解除することができる。

(その他)

- 17 この仕様書に定めのない特別の事情が生じたときには、そのつど甲乙協議する。